

全国代議員会規程の一部改定

改定
理由

代議員が任期中に辞任できること及びその方法並びに代議員が辞任した場合の定足数の計算における代議員数について明確にするため

現行会則

第2条(代議員)

- 1.代議員は、本会の最高議決機関である全国代議員会を組織し、会則に定める事項を決議または承認する役割を担う。
- 2.代議員は610名以内とする。
- 3.代議員は以下の者とする。
 - ①一般推薦代議員
会則第9条1項本文に定める手続により選任された代議員をいう。
 - ②登録団体選出代議員
会則第9条1項ただし書の定めるところにより、登録団体が選出し、本会会長に届け出ることにより選任された代議員をいう。

改定案

第2条(代議員)

- 1.代議員は、本会の最高議決機関である全国代議員会を組織し、会則に定める事項を決議または承認する役割を担う。
- 2.代議員は610名以内とする。
- 3.代議員は以下の者とする。
 - ①一般推薦代議員
会則第9条1項本文に定める手続により選任された代議員をいう。
 - ②登録団体選出代議員
会則第9条1項ただし書の定めるところにより、登録団体が選出し、本会会長に届け出ることにより選任された代議員をいう。
- 4.代議員は、会則第10条に定める任期中において、会長に対して辞任届を提出することにより辞任することができる。第4条に定める基準日までに辞任届が受理された代議員は、会則第16条2項に定める定足数の計算において代議員の数に算入しない。

※本文中、太字ゴシック体の箇所が改定された条文